

京都市告示第278号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年8月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
太秦上桂線	右京区梅津段町9番地の5地先から	旧	メートル 47.00	メートル 9.15 ~ 17.50
	同町8番地の3地先まで	新	47.00	9.14 ~ 17.50

(建設局土木管理部道路明示課)